マルチワーク組合支援事業　実施要領

第１ 趣　旨

多自然地域における新たな働き方を確立することにより、更なる移住・定住を促進するため、年間を通じた安定的な雇用環境や一定の給与水準を創出する「特定地域づくり事業協同組合」（以下、「組合」という。）の設立を支援し、地域の担い手確保及び地域経済の活性化を推進する。

また、設立済み組合の独自事業の立ち上げを支援し、地域づくり人材の継続的な確保とその活躍の推進による更なる地域活性化を目指す。

マルチワーク組合支援事業（以下、「事業」という。）の実施は、「兵庫県企画部補助金交付要綱」（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第２　事業実施主体

１　構想検討支援及び設立支援

　　　　「人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和２年６月４日施行）に基づく、組合設立に向けた構想検討及び組合設立支援に取り組む市町

　　２　独自事業立ち上げ支援

　　　　組合認定日から１年以上経過している組合の独自事業の立ち上げを支援する市町

第３　事業内容

　　１　構想検討支援

　　　　事業者の人材不足等の状況把握、季節別の仕事の組み合わせなどから、組合設立の可能性検討や説明会等の啓発に要する経費を支援する。

　　　（1）対象経費

・事業者の人材不足状況やニーズ把握調査

・季節別の仕事の組み合わせ、設置区域、利用料金試算、派遣業以外事業の検討

・説明会、先進地視察　等

（2）対象外経費

　・設立に係る経費

　　２　設立支援

市町が主導的に設立する組合の設立に要する経費を支援する。ただし、組合自主財源及び特別交付税措置対象相当（３００万円）を控除した額に限る。

　　　（1）対象経費

・事業協同組合設立に係る定款・事業計画等策定費

・各種認可・申請手続に係る経費

・事務所開設に係る改修費、設備経費　等

（2）対象外経費

・派遣法財産的基礎に要する経費

・設立認定後の組合運営経費

　　３　独自事業立ち上げ支援

　　　 組合認定日から１年以上経過している組合の独自事業の展開を支援し、派遣職員の経験や資格等を活かすことができる魅力ある職場を準備することで、地域の担い手となる職員を確保するとともに、地域経済の活性化につながる組合運営モデルの創出を支援する。また、それらの優良事例を広く情報発信し、組合事業立ち上げ市町のエリア拡大を図る。

（1）対象経費

・組合の独自事業立ち上げに係る事業者ヒアリングやアンケート調査の実施にかか

る経費

・組合の独自事業立ち上げに係る設備経費

・より効果的な広報を行うことを目的としたSNSページの作成・改修にかかる初期

　経費、広報媒体活用経費　等

（2）対象外経費

・国の特定地域づくり事業推進交付金の対象となる経費

・SNSページやHPなどの経常的な運営費

第４　支援期間

　 本事業の支援期間は県の会計年度で１年度とする。

第５　事業の実施手続

　　１　事業を実施しようとする市町長は、別に定める期日までに応募書（要領様式第１

号）及び事業計画書（要綱別紙様式第１）を作成し、別に定める県の機関（以下、

「県機関」という。）を経由して知事（企画部地域振興課）に提出する。

２　知事は、１により提出のあった事業計画について、適正な審査を実施し、事業の

採択・不採択の決定を行い、市町長に結果を通知する。

　３　前項の規定により採択を受けた市町長は、採択を受けた事業計画について、次のいずれかに該当する場合は、事業変更申請書（要領様式第２号）及び変更事業計画書（要綱別紙様式第１）を作成し、県機関を経由して知事（企画部地域振興課）に提出する。

・目的の達成に影響を与える変更をするとき

・事業種別を追加、中止又は廃止するとき

・その他重要な変更をするとき

第６　補助

　　１　構想検討支援

　　　　県が２分の１（補助上限額５０万円）、市町が２分の１を負担することとし、県は２分の１相当の額を市町に交付することとする。ただし、市町以外の団体に負担を求める場合、その金額については市町の事業実施額に計上できないものとする。

　　２　設立支援

県が４分の１（補助上限額５０万円）、市町が４分の３を負担することとし、県は４分の１相当の額を市町に交付することとする。ただし、市町以外の団体に負担を求める場合、その金額については市町の事業実施額に計上できないものとする。

　　３　独自事業立ち上げ支援

　　　　県が４分の１、市町が４分の１、組合が２分の１を負担することとし、県は４分の１相当の額を市町に交付することとする。ただし、市町以外の団体に負担を求める場合、その金額については市町の事業実施額に計上できないものとする。

第７　補助金の交付手続き等

　　１　市町長は、令和７年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を、その指示する日までに県機関へ提出するものとする。

　　２　県機関は、前項の申請があった場合には、事業計画書に基づいて当該補助の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、その結果を補助金交付決定書（要綱様式第２号）により市町長に通知する。

３　第６の規定及び令和７年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、変更事業計画が認定された場合は、前２項の規定を準用し交付決定の変更手続きを行う。この場合、補助金交付申請書とあるのは補助金変更交付申請書と、補助金交付決定書とあるのは補助金変更交付決定書と読み替えるものとする。

　　４　市町長は、２月末までに事業完了までの全体事業費を見込み、実施事業概要書（要領様式第３号）及び補助金概算払請求書を県機関へ提出しなければならない。県機関は、前項の交付決定額に基づき、市町長から提出される補助金概算払請求書により、３月末までに補助金を交付する。

なお、市町長から組合等の団体への間接補助についても、３月末までに補助金を交付しなければならない。また、委託業務や請負契約による直接執行の場合は、３月末までに履行確認及び検査が適と認められなければならない。

第８　事業実施結果等の報告

　１　市町は、事業を実施する年度の事業が完了したときは、報告書（要綱別紙様式第２）を作成し、県機関に提出しなければならない。

２　報告書の県機関への提出期限は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日、又は当該事業の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

３　知事が指示したときは、別に定めるところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

第９　会計経理の適正化

事業実施主体は、次により会計経理を行うものとする。

１　事業の経理は、他の事業と区分すること。

２　事業に係る補助金の使用は、事業計画に沿った内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に　確認できる書類（金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類等）を整備すること。

３　領収書等支払いを証明する書類の整備にあたっては、領収書一覧表を作成すること。

４　備品については、市町の規定に基づき、備品管理台帳を整備し、適切に管理すること。

第10　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

(要領様式第１号)

**マルチワーク組合支援事業　応募書**

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　齋藤　元彦　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○○市（町）長

令和７年度マルチワーク組合支援事業を実施したいので、下記のとおり応募します。

記

１　事　業　名　　マルチワーク組合支援事業

２　事業計画書（要綱別紙様式第１号）

３　その他添付書類

（担当者）

所属：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

（要領様式第２号）

**令和７年度マルチワーク組合支援事業変更申請書**

　　令和　年　月　日

兵庫県知事　齋藤　元彦　様

　　　　　　　○○○○市（町）長

令和　年　月　日付け　　第　　　号により内示通知のあった標記事業について、「令和７年度マルチワーク組合支援事業」実施要領第５の３の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

１　事業内容　　別添「事業（変更）計画書」のとおり

２　変更理由

３　その他添付書類

（担当者）

所属：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

（要領様式第３号）第７の４関係

実施事業概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 事業の実施内容  （日程・場所・取組内容等） | 金額（円） | 経費明細  （単価、数量等） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（別紙１（要領第５関係））

多自然地域づくりプロジェクト事業申請先県機関一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町 | | 申請先県機関 |
| 神戸市 | 高砂市 | 企画部地域振興課 |
| 明石市 | 川西市 |
| 西宮市 | 三田市 |
| 加古川市 | 稲美町 |
| 宝塚市 | 猪名川町 |
| 西脇市 | 加西市 | 北播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 三木市 | 加東市 |
| 小野市 | 多可町 |
| 姫路市 | 福崎町 | 中播磨県民センター県民躍動室総務防災課 |
| 市川町 | 神河町 |
| 相生市 | 太子町 | 西播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 赤穂市 | 上郡町 |
| 宍粟市 | 佐用町 |
| たつの市 |  |
| 豊岡市 | 香美町 | 但馬県民局県民躍動室地域振興課 |
| 養父市 | 新温泉町 |
| 朝来市 |  |
| 丹波篠山市 | 丹波市 | 丹波県民局県民躍動室地域共創課 |
| 洲本市 | 淡路市 | 淡路県民局県民躍動室交流渦潮課 |
| 南あわじ市 |  |
| ※尼崎市、芦屋市、伊丹市、播磨町はプロジェクト対象外 | | |